



マイナ保険証をご利用ください

健康保険証の廃止について

2024 年 12 月 2 日から

健康保険証は新たに発行されなくなります。

可能な限りお早めにマイナンバーカードの取得と
マイナ保険証の利用登録をお願いします。



マイナンバーカード申請 <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

同 保険証利用登録 https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_mynumbercard_usage1/

健康保険証が発行されなくなってしまうからの医療機関の受診方法

- ① **マイナ保険証**（マイナンバーカードを健康保険証利用登録したもの）
- ② **資格確認書**

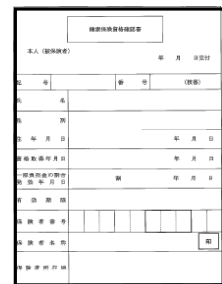
のいずれかで受診できます。

◆マイナ保険証をご利用ください！
◆可能な限りお早めにマイナンバーカードを取得してマイナ保険証の利用登録をお願いします！！



① マイナ保険証

または



② 資格確認書

※**現行保険証は 2025 年 12 月 1 日まで使用できます。**

※現行保険証をお持ちの方でやむを得ずマイナ保険証をお持ちでない方への資格確認書は 2025 年 11 月中に健康保険組合の職権（申請なし）で発行します。（形状や配付方法は改めてご案内します。）

※マイナ保険証をお持ちの方で、諸事情により資格確認書が必要な方には申請により発行します。

※現行保険証をお持ちでない新規加入者の方が医療機関等を受診する際に必要な情報は、事業主からの届出受理後、当組合のシステム登録により概ね 4 営業日後にはオンライン資格確認システムに反映され、マイナ保険証による医療機関受診が可能になります。

5～6 営業日後には「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」（必要な方のみ）を発行します。

ご留意事項

◆健康保険証の発行が廃止されてからも、健康保険組合への各種届出は必要です。被扶養者の異動（追加・削除）など資格情報が変更する場合は、タイムリーな届出をお願いします。

◆新生児の個人番号（マイナンバー）は住民票に記載された時点で付番されます。

「マイナンバー入りの住民票の写し」（有料）で確認できますので、被扶養者異動届に記載していただきますようお願いいたします。

※2024 年 12 月 2 日より 1 歳未満のマイナンバーカードは顔写真がなくなっています。